
公開月例研究会講演記録〈第 305 回 (2020. 11. 28)〉—

2018-2019 年度産業経営研究所プロジェクト研究報告 (2020.11.28)

負債の諸相への会計学からの接近

—負債のオン・オフバランス化をめぐる実態と検討—

日本大学経済学部教授

挽 直 治

日本大学経済学部教授

藤 野 雅 史

日本大学経済学部教授

石 川 恵 子

日本大学経済学部教授

古 庄 修

日本大学経済学部特任教授

村 田 直 樹

日本大学経済学部名誉教授

今 福 愛 志

挽 (研究代表) 時間になりましたので、第 305 回産業経営研究所公開研究会を開催したいと思いをもちます。

今日は「負債の諸相への会計学からの接近—負債のオン・オフバランス化をめぐる実態と検討」というテーマのもとで、本学 6 名の研究者が平成 30 年度から令和元年度にわたり行ってまいりました研究成果の報告となります。

まず研究目的ですが、6 名のそれぞれの研究領域であります会計制度、財務報告、地方自治体の会計、それから会計史、管理会計、公会計を含む制度会計の視点に立ちまして、負債という側面から固有の問題を取り出したとしたら何が問題になるかを究明することとしました。各先生方に専門の領域からみてコアとなるものを考え出してもらい、それぞれご検討していただくことになりました。

研究の背景ですけれども、負債という概念が会計学を中心問題として取り上げられたことは資産と比較してみると、決して多くはなかったとこれまで考えられてきました。それは主体となる対象

が国家、法人、機関等により、また営利目的・非営利目的かの如何によりまして負債の意義が異なっていたからだと思います。さらに時代の変遷ですとか、時間軸の取り方によりまして、その使われ方にも異同が見られたといえるかと思えます。

たとえば、それを指し示す用語としては debt (債務)、deficit (赤字)、liability (負債)、obligation (義務) 等が、ある場面では厳密にとらえられており、また他の場面では互換可能に使用されていた場面もみられていました。そこで本日の報告は各先生方に負債の諸相を次の視点から検討していただくことになりました。

はじめに財務報告としましては、古庄先生から「SDGs 債の開示フレームワーク—負債にかかる追加的視点」というテーマでご報告をお願いします。会計制度は挽が「引当金会計をめぐる負債の諸相」と題しましてご報告します。

会計史では村田先生に「社債をめぐる会計問題の史的展開—負債の諸相をめぐる問題に関する歴史的アプローチ」と題しましてご報告をお願い

します。

地方自治体の会計の視点からは石川恵子先生に「統一的な基準に準拠して作成される財務諸表の負債情報の活用に向けた課題—実態調査の結果に基づく考察」と題しましてご報告をお願いします。

管理会計としましては藤野先生から「管理会計担当者のスキル構築—負債に関連する財務的意思決定を支援するために」と題しましてご報告をお願いします。

最後に今福名誉教授に「プライベート・パブリックセクターの視点から負債をめぐる会計問題の諸相—負債をめぐるプライベート・パブリックセクターの会計問題への接近」と題しましてご報告をお願いしたいと思います。

プロジェクト期間が2018年度から2019年度でしたので、われわれメンバーの研究成果の一部は石川先生はじめ本年度すでに学会等でご報告されている先生もおられるのですが、ここには取り上げておりません。ここに示した業績は18年度から19年度のプロジェクト研究期間の研究成果の一部です。藤野先生も原価計算研究学会のご報告は『原価計算研究』という学会誌に掲載されています。こういう研究成果をわれわれは行ってきたということを示させていただきました。

それでは早速、古庄先生に発表をお願いしたいと思います。

「SDGs 債の開示フレームワーク—負債にかかる追加的視点—」

古 庄 修

はじめに、このテーマを考えるに至った経緯を短くご説明させていただきます。

負債の会計について、最初から「負債」という明確に識別しうる範囲があると捉えるのではなく、たとえば「持分の会計」と捉え直して、貸借対照表の貸方をめぐる問題を想定するのであれば、債権者持分と株主持分、この2つの持分に大別されるわけです。資本市場における資金調達の方法が多様化し、複雑化するに伴って、その境界はさらに曖昧になっています。このことは、いわゆる「負債と資本の境界問題」としてすでに取り上げられてきたところです。

このような現代会計が直面している問題は、学部レベルの財務会計論においても当然に組み込まれて、その解説がなされているところであろうかと思えます。古くは少数株主持分（非支配株主持分）の問題や新株予約権の問題が思い浮かびますが、これにとどまらないすぐれて現代的な課題として、あらたな負債と資本の境界問題がアカデミズムにおいて議論されています。

負債概念に接近するためのテーマを設定せよ、ということでありましたので、たとえばその他のテーマとして引当金や偶発債務といった問題も、現下のコロナ禍にある現代企業が直面している課題のひとつとして取り上げることも考えてみました。引当金や偶発債務に係る会計基準設定については、企業会計基準委員会（ASBJ）から論点整理までは公表されていますけれども、その審議は中断したままになっており、そもそも国際会計基準審議会（IASB）の議論そのものが前進していないのが現状です。結局、こうしたテーマの選択をやめまして、拙稿におきましては、前述した債権者持分としての社債を取り上げることとし、特に、他方で私が研究課題として現在取り組んでいる「統合報告」に係る研究の一環として、新たに台頭してきた資金調達手段としての「SDGs 債」を取り上げることにしました。

ここではSDGs 債という名称に統一しましたが、これは日本証券業協会が使用している名称でありまして、一般的には「ESG 債」の方が広く知られているかもしれません。しかし、その範囲に係る明確な定義はないということですので、拙稿におきましてはグリーンボンド（環境債）を中心に、ソーシャルボンドおよびサステナブルボンドまで含めて、SDGs 債と定義をしています。

拙稿においては、SDGs 債の開示フレームワークの特徴を検討することによって、通常の普通社債に加えて、どのような論点があらたに追加されることになるのか、その整理を試みました。その詳細については拙稿のなかで触れていますが、特にSDGs 債による資金調達には、発行準備、資金管理および情報開示の各手続きが必要になります。

スライドの2枚目及び3枚目をご覧くださいと思います。図表はグリーンボンド発行時の手続きを示しています。通常の発行手続きであれ

ば、負債の会計に係る講義において普通社債の会計処理に係る解説のなかで触れられていると思いますが、拙稿においては、特にグリーンボンドの発行時の追加手続きに着目しています。つまり、発行準備のための諸項目に加えて、グリーンボンド発行時には資金管理の追跡管理が求められます。また、情報開示においては環境改善効果の算定やレポーティング、さらに現時点では必要に応じて、外部レビューの取得といったことも含まれてまいります。

こうしたグリーンボンド発行時の手続きに着目して組み立てた拙稿の構成が、2枚目のスライドになります。SDGs債発行は拡大傾向にあり、広く地球環境問題や脱炭素化に向けた取り組みのなかで、とりわけ日本においては環境省の環境政策の一環としてグリーンボンドの発行がいま促進されようとしています。グリーンボンドによる資金調達の特長等について、政策的な提言も含めて議論を整理しているのが第2章です。

第3章では「グリーンボンド原則」と環境省の「グリーンボンドガイドライン」について解説しました。グリーンボンド原則というのは国際資本市場協会(ICMA)が公表し、広く国際的に任意適用されているものです。当該原則を参考としながら、環境省は委員会を組織して、独自にグリーンボンドガイドラインを設定しています。ここでは、ICMAのグリーンボンド原則があくまでも環境省のグリーンボンドガイドラインの基本となっていることを付言しておきたいと思います。

環境省のグリーンボンドガイドラインは、グリーンボンド原則における開示項目を3つの階層によって整理しています。すなわち、その手続きである①調達資金の用途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティング、および⑤外部機関によるレビュー、この5項目其々の要素に関連する開示を、開示すべき事項(基本的事項)、望ましい開示事項(推奨事項)、そして例示解釈等を含めた開示が考えられる事項の3つの階層に区分して整理していることがわかります。本拙稿は、あくまでもSDGs債に係る理論的な検討のための予備的な考察と位置づけていますので、ここではグリーンボンド原則および環境省のグリーンボンドガイドラインの全体像を概観するかたちで、大半はその解説にとど

まっています。

それでは4枚目のスライドをご覧ください。ここでは今後の検討課題ということで2つのことを提起しておりますけれども、拙稿を通じて明らかにしたかったことの1つは、学部の財務会計論などを想定して、SDGs債においては普通社債と比べて追加的な手続きや開示がどのように求められるのかという点です。こうして得られた知見を、学部や大学院の講義のなかで共有し、還元したいという思いがありました。

もう1つは、冒頭に債権者持分と株主持分の境界問題について触れましたけれども、このような考察を通じて、株主と債権者との情報ニーズが接近し、共通化してきている点を指摘しておきたいと思います。つまり、国際資本市場の現在を捉えるときに、ESGあるいはSDGsに関連したファイナンスが着実に拡大していくなかで、グリーンボンドのように具体的な使途や目標を持つ投資というものが決して例外的ではなく、むしろ主流となって広がっているということです。

今回、拙稿においては、紙幅の関係もあり、また私の準備の都合もあって十分では決してありませんが、「終わりに」において、たとえば最近では日本国内の小売業において初めてグリーンボンドを発行した丸井グループ、また日本企業で初めてソーシャルボンドを発行したANAホールディングスなどの統合報告書において、SDGs債の発行に係る追加的な開示が行なわれていることについて触れています。

さらには企業のみならず、社会貢献債を発行しているJICA(国際協力機構)、スマートエネルギー都市を政策の1つとして掲げてグリーンボンドを発行した東京都、最近ではコロナ債の発行が増加してきたことなどが新聞報道されていますけれども、こうした非営利組織も含めて、SDGs債の発行に係る開示媒体や説明の仕方の工夫など、その先進的な事例のなかに、われわれは新たな動向を見出しているところであります。

こうした議論を今後展開させるためのきっかけとなるのがこの拙稿であることを申し上げまして、私の発表を終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

「引当金会計をめぐる負債の諸相」

挽 直 治

まず問題意識、次にわが国の引当金会計の限界、IAS37号と鉄鋼会社の会計行動、さらに今日新たな問題として浮上している退職給付債務の分離問題について検討させていただきました。

問題意識は、会計制度、会計史、企業の会計行動の中で、負債のオンバランス、オフバランス化の対象として長きにわたり考察の対象とされてきた引当金会計に焦点を当てて、会計基準と企業行動の関連性について、会計基準が未整備であった過去から現在に至るまでの時間軸を取って、その債務性の捉え方の変化と課題を明らかにすることにあります。

わが国では「会計ビッグバン」と呼称されるように、1990年代後半以降には多くの新会計基準が開発・適用されて、その結果、企業の競争力とか事業構造にまで、多岐にわたる変革を迫る契機となっております。特にこれまでオフバランスされてきた項目がオンバランス化されるべきものと捉えられるようになったことから、会計理論と共に、また別の意味でディスクロージャーの拡充も叫ばれるようになりました。そうした基本的な考え方は現在も受け継がれていると思います。

そこで、企業活動を映し出す会計基準を鏡ととらえますと、それが変化するのであれば、それに伴い経営者は企業行動を一定の方向に転換しなければならない。それに対して経営者は適切に対応することが求められています。

ここで引当金会計を考察の対象としたのは、過去から現在に至るまで、引当金会計の実務には多様な動向がみられたからです。会計理論上でも、そのとらえ方に異同もしくは変化が明らかにされております。

古くは特定引当金、これは商法条文の解釈が広狭分かれて企業が特定引当金を設定した過去の経緯があります。もう1つは、会計基準が未整備であったため、退職給与引当金の計上が税法に準拠して引当金を計上していた経緯があります。さらに大きな問題としましては、IAS37号が開発されたため、特別修繕引当金の設定をこれまでしてきた鉄鋼会社がどのような会計行動をとったかということが大変興味深く思われました。最後に、退

職給付に関する会計基準が整備された状況のもとで、現在、イギリス、アメリカをはじめ、年金契約を保険会社に譲渡してまで年金リスクを減らすという動きが見られております。こうした内容につきまして検討しました。

わが国の引当金会計を振り返りますと、まず先に出てくるのが特定引当金の問題だと思います。企業会計原則は1954年の注解17で引当金を列挙しておりましたが、徐々にのおのおのが引当金を設定するという実務が見みられたため、法務省民事局が「法律上の債務でないものを負債とすること、法律上の債務であるものを負債としないことは容認しない」と試案の中で明記しました。ところがこの法務省民事局の試案にもかかわらず、引当金会計は大変混乱することになりました。

会計学上、これはもう結論が出ているということになっております。企業会計原則注解14が新設されるものの、その後注解から削除されたことによって、このテーマについての論争は終結したと取り扱われております。

そこで問題となったのは貸方項目として引当金を正面から取り上げてこなかった点です。費用収益対応の原則を重視したために、引当金は借方に対する貸方項目にすぎないということで取り上げられていましたので、引当金の性格に関しては貸方に着目することは少なかったといえます。

もう1点は、退職給与引当金の計上にあたっては会計基準が整備されていませんでしたので、税法の規定によって企業が会計処理を行っていたことです。監査人も監査判断を下す際には、税法の規定に準拠していればよしとした旨がありました。税法の規定を満たしていない場合に監査人は除外事項を付して監査報告をすることになりました。当時の会計基準が整備されていなかったことを考えましても、退職給与引当金会計に関しては実務的に限界があったといえるかと思います。

当時の国際会計基準委員会が1998年にIAS37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」を公表しました。この公表の結果、IFRSとわが国の引当金会計の処理が乖離することをそれは意味していました。IAS37号の第14項に「企業は過去の事象の結果として現在の義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、金額について信頼性

のある見積ができる場合は引当金を認識しなければならぬ」と規定されたからです。これによって、国際会計基準審議会は「債務でない引当金の計上を認めない」ということを明らかにしました。

わが国では特別修繕引当金を長年計上してきたのが鉄鋼業です。鉄鋼業は特に溶鉱炉の修繕に対して特別修繕引当金を設定しておりましたが、それとともに鉄鋼業は好況、景気がいいか悪いかによっていろいろな会計方針を変更するという業界でもありました。それではIAS37号の公表に伴い、わが国主要鉄鋼業は特別修繕引当金を従来通り計上する会計方針を取り続けたのか、あるいは国際会計基準では債務性のない引当金の計上を認めないのであるから計上をとりやめたのか、ということを考察しました。

図表の左が2001年で、右が2016年です。98年にIAS37号が公表された後も、神戸製鋼、統合前の日本鋼管、川崎製鉄、住友金属、新日本製鐵、金額は書いておりませんが、全て計上しておりました。鉄鋼会社が統合された後も、新日鐵住金、JFEホールディングスもかなりの期間にわたって継続して修繕引当金を設定しておりました。

設定されなかったのはここ5～6年前で、この2社は特別修繕引当金の設定を取りやめておりますが、現在IFRSを採用していない神戸製鋼は、

IAS37号に本来なら準拠しなくても認められます。日本基準を採用していますので特別修繕引当金の設定は可能ですが、2003年から特別修繕引当金の設定はしておりません。

これを見ますと、IAS37号の公表後も鉄鋼5社は特別修繕引当金を計上し続けていた。債務でない引当金を継続的に計上していたということになります。こうしたなか、神戸製鋼は2003年、新日鐵住金は2015年以降計上しておりません。

検証した結果、実は引当金の計上は行われていないけれども、剰余金処分のところ特別修繕準備金というものを処分項目として上げまして引当金の修理にあてていたことが判明しました。引当金を計上せずに、利益剰余金の内訳項目をつくり出して修繕にあてていたことにはなりますが、現在こうした会計処理は行われていないことを確認しております。

この論点に関してまとめをしますと、IFRSを適用することを視野に入れて特別修繕引当金の計上を取りやめたのか、それとも別の根拠にあったのかについては、有価証券報告書等の資料からは分かりませんでした。

この5社が大手上場企業ということもありますので、その他の日本の上場鉄鋼会社の実態はどうなっているのか調べました。その結果、現在は鉄

主要鉄鋼業5社の計上の推移

(出所) 有価証券報告書をもとに筆者作成 単位：百万円

	2001	2002	2003	2012	2013	2014	2015	2016
新日鐵住金					10,449	8,607	—	—
(新日本製鐵)	*	*	*	18,003				
(住友金属)	*	*	*	220				
JFEホールディングス				33,298	33,919	25,981	26,015	—
(日本鋼管)	*	*	*					
(川崎製鉄)	*	*	*					
神戸製鋼	5,597	6,061	—	—	—	—	—	—

鋼会社といえども特別修繕引当金はほとんど計上していないことが分かりました。これまで「特別修繕引当金」は会計学のテキストでは必ず説明される引当金として取り上げられてきました。ところが過去は引当金として計上してきたけれども、そうした会計実務慣行がいま行われていないこととなります。

それではなぜ、長きにわたり計上されてきた特別修繕引当金がなくなってしまったのか、ここを鉄鋼会社にインタビュー調査することをつうじて検証する機会があればと考えております。ただ、修繕に対して何らかの実務が変更している可能性があることも指摘できます。あるいは、もう全く引当はせずに一括費用計上しているのかどうかということになるかと思いますが、過去これまで債務でない引当金を計上してきたわが国の鉄鋼会社が大きな会計方針を変更したことがここで判明したかと思えます。

もう1つ大きな論点としまして、退職給付の会計基準は1998年、2012年に整備されました。これは他の会計基準よりも一周早く、退職給付会計基準が国際会計基準に一番近くなったといえるかと思えます。それによって一つ大きな問題は、変革したのは退職給付を企業の貸方の問題としてとらえるということが、会計基準が整備された成果であると考えられます。つまり、企業経営者は退職給付の費用を毎期計上するだけではなくて、貸方、積立不足というものを意識して会計行動に取り入れたということが大きな転換だったと思われまます。それとともに、退職給付債務の算定の基礎率の妥当性が公認会計士監査とともに大変重要視されたのもこの時代だったと思えます。

もう1つ、今福教授の2010年と2013年の「年金制度をめぐるバイアウトの会計問題」、これはいまから10年前の大変大きなテーマを先生は取り上げられ、年金制度はこれからどうなるのか、その動向が注目されました。実はわが国でもとうとう、日本企業の在外子会社がアメリカで年金バイアウトを行うという例がみられました。

わが国では法律上、確定給付企業年金法がありますので、現在、年金バイアウト、バイインの導入が行われることはないのですが、近い将来、確定給付年金制度の清算に伴うディスクロージャーの議論がいま以上に必要になってくると考えてお

ります。

年金バイアウト、バイインを実施することは年金の会計からみると致し方ないのか、それともやはり会計学の視点からは何らかの手当てをしないとイケないのか、ということが悩ましい問題として残っております。

2019年に英国のロールスロイス社は、とにかく年金契約を保険会社に譲り渡しさえすれば、給付債務を分離さえすれば年金戦略が成功したと考えている節があります。このコロナ禍の中でその動向を調べましたけれども、情報開示が行き届いていないというのが現状でした。

英国の2019年度は年金バイアウト、バイインが莫大な金額で実施されておりました。その翌年にコロナ感染症が拡大し、今後年金資産の運用に与えた影響などその検証も必要になろうかと考えられます。

少なくともいえることは、分離してしまうと年金情報がこれまでとは変化することになるため、実証研究者はこの点に関して留意すべきであると考えます。年金情報の解釈を正確に読み取れずあたかも給付債務が急減したととらえるかもしれません。実際は年金バイアウトを行っていた、あるいはバイインを実施していた、そういった事情があるにもかかわらず、こうした情報開示が進んでいない。やはりそれは、これまで確定給付制度を運営・管理してきた企業経営者は自発的に年金情報を開示することが必要になるのではないかと考えております。これについては引き続き検討したいと考えております。

以上で私の報告は終わります。

挽 それでは次は村田先生になります。

「社債をめぐる会計問題の私的展開」―負債の諸相をめぐる問題に関する歴史的なアプローチ―

村田直樹

まず本研究の目的です。負債の重要項目である社債は、株式会社の発生以降、有力な資金調達手段として機能してきました。社債に関する会計処理は社債発行債券や社債発行費あるいは社債償還のための減債基金や減債積立金などの項目があ

り、社債の償還を含めた会計処理をどのように財務政策に反映させるかが課題となってきました。歴史的に見た場合、こういった議論が多くなされていて、いろいろな局面で社債をめぐる問題が出てきますが、こういう議論を通じて近代会計理論の精緻化が図られています。そこで本報告では、社債をめぐる会計問題がどのように成立し、近代会計理論の形成にどのような影響を与えたかを検討することとしたいと思います。

まず19世紀のイギリスにおける社債会計はどうだったか、簡単に説明したいと思います。議会の個別法による法定会社や王室の勅許状を獲得した勅許会社は株式会社形式をとったので、理由は諸説あるんですが、社債発行の起点になったと考えられています。このような法定会社あるいは勅許会社というのは、特に法定会社の場合には社債の発行についてそれぞれの運河とか鉄道について個別法が議会で制定されますので、そこにおいて規定がなされています。個別法には社債の発行条件や発行限度額、減債積立金の条件などが規定されていました。幾つかの運河で、たとえばリージェンツ運河とかダービー運河の場合は社債の発行額は金額が限定されていて、それ以上の借入はできないと規定されています。

19世紀のイギリスでは運河や鉄道の建設に際して調達する資金は株式が第1番目です。そして第2番目が銀行等からの借入金、3番目が社債でありました。たとえば1835年に認可されたグレート・ウェスタン鉄道の個別法では、授權資本額250万ポンドに対して、社債を含む借入金の限度額は83万ポンドとされていました。鉄道の場合は鉄道会計の統一が1868年の「鉄道規制法」によって規定されるわけですが、このときに社債の発行は資本収支計算書の借方に記載したうえで、その明細が「借入金及び社債計算書」に表示することになっております。

それでは19世紀のアメリカの場合は運河、鉄道の社債はどのようになっていたかというお話をしたいと思います。アメリカの運河建設に関しては、連邦政府や州政府は資金援助をダイレクトに行なっていましたので、鉄道建設のイギリスの場合とは違ってきます。さらに、連邦政府による土地付与あるいは州政府による株式か社債の引受、資産税、所得税の免除が行なわれました。

特徴的なことを言いますと、19世紀のアメリカ鉄道建設では株式がなかなか売れなかったのも、特に周辺で、あるいはイギリスからの投資もなかったのも、株式による資金調達が難しく、その会社は社債を大量に発行して建設資金を調達することになります。この政策は一般にいう過大資本化を生んだと言われております。ただし、鉄道の収益力を基準として大量に株式や社債を発行しても、それに見合う独占的好利潤が予想される場合は、資産の実際価値を資本が上回っても問題ないとされました。もちろんそれとは違って、水増しと資産の過大表示という問題を指摘する論者もいます。たとえばハットフィールドですが。

しかし、このような議論は、収益力を基準として大量に株式や社債を発行するというやり方が制度学派の経済学者によって支持されるんですが、このような議論はその後の第1次合併運動のときの証券交換による大規模な企業合同の際に証券の大量発行を正当化する論理として使われました。これが1つ、重要なポイントになるかと思えます。

社債の大量発行に伴って、この時期アメリカで特に社債が多様化します。たとえば1862年のセントラル・パシフィック鉄道では、転換社債150万ドル、第1抵当権付社債100万ドルが発行されています。第1抵当権付社債については1868年までに400万ドルが発行されています。またユニオン・パシフィック鉄道では建設に当たり、第1抵当権付社債が2721万3000ドル、土地払下げ社債1040万ドルが発行されています。このほかに個別法によって収益性社債の発行が認められておりました。

特に転換社債はすでにイギリスでは一般的な社債の発行の形態になっていまして、その償還時に株式転換する、もしくはアメリカでよく使われた例は償還時に社債の借換えをする。つまり、償還しないというパターンの金融政策が横行しました。

多様化した社債の発行に伴ってもう1つの問題が出てきます。それは減債基金会計の展開です。イギリスの初期の運河会計では、減債基金は社債で償還だけでなく、普通の借入金の債務にも用いられました。後に減債基金は株式会社の形式が整ってくるに従って社債だけになってきます。当時の運河とか鉄道では、減債基金の資金源は配当

支払い後の純利益残高が一般的であります。しかし、資産の売却益から設定した例も幾つかあります。

ここで1つ例示として、ケネット・アンド・エイボン運河の減債会計について簡単に説明します。ケネット・アンド・エイボン運河というのはイギリスの運河なのですが、1823年の運河の年次報告書には冒頭に「開示する財務諸表が監査人の監査を経ていること、当年度は配当宣言通りの配当を行なうこと、配当後の残余額 109 ポンド1 シリング9 ペンスは取締役会の決議で減債基金とすること」などが記載されています。この減債基金は実質的な取扱いはトレジャラーが行っており、1823年の一般貸借対照表ではトレジャラー解除の内訳項目として減債基金の項目が掲記されています。

1832年の年次報告書では、この減債基金を取り崩すことによって、支線である鉄道の建設に対する負債の返済を行なったことが明記され、後年の一般貸借対照表から減債基金に関する項目が削除されています。

翌年の1833年には、新たに配当支払い後の剰余金から準備金を設定しています。この場合、設定したのは減債基金ではない準備基金になります。1833年は一般貸借対照表借方には準備基金 290 ポンド 16 シリング 4 ペンスが表示されています。

減債基金と準備基金の違いは、減債基金は債務の返済、社債の償還といった特定の目的を持った基金であるのに対して、準備基金は特定の目的を持っていないことであります。運河・鉄道会社では現金会計を採用しているので、減債基金でも準備基金でも、その基金に対する現金は銀行に存在しますが、現金主義会計のもと、同じような方法で設定された基金でも処理が異なることとなります。減債基金は偶発事故や減価償却リスクを補うことができないので、取締役会で準備金の設定をして、総会で何に使うかの承認を得たわけです。

このような運河の会計実務を見る限り、ケースターが主張している減債基金を積立てるだけでも減価償却基金の内部留保が十分されているという見解には若干の検討の余地があるように思われます。アメリカの鉄道では建設資金の大半を社債の発行に求めたため、債権者から要請もあって減債

基金の設定がなされています。

次にもう1つのポイントの話をしします。減債基金のあり方に関連するんですが、純利益の会計的定義をめぐって、ユニオン・パシフィック鉄道とアメリカ政府の間で裁判が起きます。なんで起きたかという、1862年のユニオン・パシフィック個別法に「鉄道完成後、純利益の5%を政府に支払う」という規定がなされていました。そこで1874年の鉄道完成に伴って、この点に関して政府とユニオン・パシフィック鉄道の間で5%のもととなる純利益の会計的計算方法をめぐって対立が起きます。

ユニオン・パシフィック鉄道の主張は「純利益決定に際して営業利益から以下の項目を控除する」と主張しました。すなわち、公社債の利子と割引、土地売買の費用、土地その他にかかる税金、社債利子、金利の支払いのプレミアム、減債基金、社債償還のプレミアム、政府輸送運賃の半額免除。これに対して政府は、総合収益から税を含む総費用を引いたものが純利益で、負債の利子等は純利益から支払われる問題であると主張しました。

この結果、裁判所は「収益というのは鉄道営業から得られる全ての受取額である」としたうえで、「土地の売却には純収益、あるいは固定資産の取引からの収益を含まず、鉄道の総利益から鉄道営業及び組織の全ての通常費を差し引いて、さらに社債及び負債の発行によるものではなく収益から支出される支出の営業に対する全ての支出を引いたものである」としました。

また、ここが重要なんですが、「純利益に至るまでは社債利子は控除すべきではなく、社債利子は配当と同質である」としました。このように、社債利子と株式配当は同質であるとして、社債利子を利益処分として取り扱う会計処理は、アメリカ近代会計論形成の源流を成したと言われる1879年のサラトガ協定の会計規定にも見られます。サラトガ協定における申告書の様式規定では、利益処分を掲記する財務会計において、固定負債と利子、流動負債の利子、賃貸料、配当を利益処分として取り扱うとなっております。

このような議論をさらに、減債基金とか減債積立金の同時設定、社債利子発行差金、建設利息等の資本化などのアメリカ鉄道財務政策を通じてア

アメリカにおける会計実務が近代化され、さらにアメリカの近代会計理論が精緻化されていくこととなります。

ありがとうございました。

「統一的な基準に準拠して作成される財務書類の国際情報の活用に向けた課題」

石川 恵子

私は公会計における負債がどういう扱いになっているのかということを中心に研究させていただきました。これについて、本日ご報告をさせていただきます。

タイトルは「統一的な基準に準拠して作成される財務書類の国際情報の活用に向けた課題」。研究のアプローチは、過去の実態調査、アンケート調査に基づいて考察をしております。報告の構成は提出させていただいておりますとおりの構成となっております。最初に本日は研究の目的と問題意識、次に研究の方法ということで調査についてご説明させていただいて、最後に調査結果に基づく考察ということで進めてまいります。

研究の目的と問題意識で、まずは目的です。私の研究では統一的な基準に準拠して作成される財務書類にかかわる実態調査の結果に基づいて、現在地方自治体が財務書類の負債情報を活用するにあたってどういった課題があるかということについて考察をさせていただいております。

先ほどから統一的な基準に準拠して作成される財務書類と申し上げておりますけれども、そもそもの契機となっておりますのは総務省から2015年に統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づいて全ての地方自治体に対して2015年度から3年かけて必ずこの財務書類を作成するようにという要請が出たことを受けて、作成されるようになった財務書類のことを申し上げております。

「統一的な基準」についてご説明いたします。これまで公会計の議論は民間企業のように発生主義会計と複式簿記の知識に基づいて財務書類を作成してこれを活用することについてなされてきました。もっとも、これまでは「統一的な基準」というものがなかったのが、地方自治体ごとにつくられていたという経緯がありました。そこで総務

省は「統一的な基準」であるマニュアルを提示しました。これに基づいて財務書類を作成することになれば、全ての地方自治体間の財務書類の比較可能性が確保されることとなります。

併せて、なぜ負債に着目するのかということですが、もともと地方自治体にも、発生主義会計には基づいていないんですけれども、単年度主義会計に基づいて作成される決算というものが存在しています。こちらのほうはそもそも国が準拠している財政法であるとか会計法に準拠して作成されるもので、自治体の場合には財政法、会計法と同様に地方自治法に基づいて決算を作成することが義務づけられています。一方、統一的な基準は法律に基づくものではなく、要請ということからも分かるように、法的な根拠はございません。

次に先行研究の観点からご説明させていただきますと、海外の研究、国内の研究では、複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類を作成すれば、パブリックセクターはマネジメントに役立てることができるのではないかとということが議論をされてきました。ところが、先行研究の実証研究から分かっていることは、地方自治体ではあまり活用されていないことが明らかになってきました。日本の先行研究でも同様に、あまりマネジメントで活用されることはないということが明らかにされてきました。私の問題意識は、この統一的な基準が導入されることによって、これまでとは違い、財務書類が活用されるのではないかとということがありました。

次に調査方法についてです。第1回目の調査では、古庄先生と私が参加していた日本会計研究学会特別委員会が行なった「新地方公会計に関する実態調査」を使わせていただきました。後ほど結果についてはご紹介しますが、そのときにわかったことは、あまり活用されていないことが作成状況と記帳方法から明らかになりました。

もっとも、冒頭でも申し上げましたように、2015年から2017年にかけてつくり始めなければいけないという状況がありましたので、調査を行うには早過ぎたのではないかとということがありました。そこで、3年経った昨年に調査を実施しました。そこでの調査の主体は「地方政府の意思決定における科学的分析手法の試み研究会」で、私も含めて実証研究もできるメンバーも加えて、第

一回目の調査と同じ質問内容で実施させていただきました。その結果から分かったことは、先行研究が示していた作成状況あるいは記帳方法からも分かるように、あまり浸透していないなということが分かってきました。これまで先行研究が行なってきたこととそれほど変わらない結果がわかりました。せっかく統一的な基準が作成され比較可能性が確保されるようになったにもかかわらず、活用されていないことが分かったということです。

こちらで調査概要をアップさせていただいております。まず平成28年に行なった結果ですけれども、こちらのほうは予算があったということで、全ての都道府県と全ての市町村区対象に郵送で行ない、比較的有効回答数も多い状況です。

一方、昨年行なったものは、それほど予算もなかったのでメールで行いました。また、全国の市区815団体に対して行ない、有効回答数は323団体になっています。

以下、それぞれの調査結果からご説明させていただきます。まず作成状況で、自前で作成しているかどうかですけれども、自前で作成している自治体はほとんどなくて、9割の地方自治体が委託をしていることが分かってきました。

考察結果とも絡めてご説明させていただくと、そもそも地方自治体に依拠して作成する決算のシステムに対して、発生主義会計の行えるシステムに改修するためには、かなりの予算が必要となります。複式簿記会計の知識がない職員が多い、自治体でこの改修を行うためにはかなり負担となることも予想されます。特にいまコロナ禍ということも考えると、システムにこれを入れていくことがなかなか厳しい状況であるのかなということが分かります。

自前で作成しているかどうかという質問項目から分かったことは、9割の自治体がほとんど委託していることです。委託のほうはシステム改修をするよりもコストが安くすみますので、そのあたりがこういった結果に反映されたのだろうと予想しています。

もう1つ、どういった記帳方法をしているかどうかというのを、日々仕訳できるかどうかで見えています。日々仕訳をしている自治体は数%に限られていて、平成28年に行なった調査では7.3%で、令

和元年に行なった調査結果を見ると5.9%と分かってきました。そこで、それ以外のところではどのように記帳しているのかということ、期末一括仕訳で作成しています。これは、既存の「決算」では款項目節といった予算項目があるが、これが日々仕訳のための資産、消耗品といった仕訳方法とは連動していないので、そのあたりがこの結果に能われているのではないかと考えられます。

最後に、考察結果です。この調査結果から、民間委託していて、かつ期末一括仕訳で作成している。3年経ったいまでもこの傾向は変わらなかったことが明らかにされました。言い換えると、組織内で複式簿記ですとかの会計の知識があまり蓄積されてこなかったということがわかります。もしも、財務情報を活用しようとするのであれば、人材育成も含めて検討していく必要があります。もっとも、コロナ禍にあつて業務量も増えていて、かつ人手不足という状況に照らして考えると、これはなかなか難しいであろうと思われます。

もう1つ、期末一括仕訳をできないこと背景として、財務会計システムと連動していないということを挙げさせていただきました。財務会計システムと連動するための改修を行うにはかなりのコストが必要になります。

本来であるならば、負債情報をマネジメントで活かしていく、いまの決算では明らかにされていない情報を役立てていくということは必要なであろうことは十分に分かっているところではありますが、現状では人手不足とか財政赤字といった厳しい状況下にあります。

今後の展望と可能性ということを述べさせていただきます。現在クラウドを共同利用することを地方自治体間で進めている状況があります。仮にそういったものと結びつけて検討されるのであれば、財務書類の作成のシステムもクラウドの共同利用で、財務書類が作成され活用されていく可能性があるのではないかと考えております。

私からの報告は以上となります。ありがとうございました。

挽 石川先生、ありがとうございました。

それでは次は藤野先生になります。

「管理会計担当者のスキル構築」

藤野 雅史

まず最初に問題意識ですけれども、プロジェクト全体の問題意識として、負債にかかわる問題点、特に資金の管理・運用・調達、そういった意思決定が十分機能していないのではないかという問題意識がありましたので、それを受けて管理会計を専門にしている私のほうからは、そういった財務的意思決定を支援するのは企業の中の管理会計担当者と言われる人たちではないかということで、管理会計担当者がどうやって必要なスキルを身につけていくのか、そういうところに焦点を当てていきたいと思っています。

管理会計担当者というのは聞きなじみのない言葉かもしれないですけれども、いわゆる企業の経理部長さんとか最近ではCFOと言われる役員の方とかも該当するかなというところですが、昔ながらの経理部長のイメージで簿記や決算書をつくるということだけではなくて、事業計画を策定したり事業計画を実行していったり、そういったことにしっかり責任を持っていく。もっと言えば戦略を策定したり実行したりすることに責任を持っていく、そういう経理担当者、会計担当者ということで「管理会計担当者」という言葉を遣わせていただいています。

この管理会計担当者に求められるスキルということですが、日本企業では管理会計担当者をなるべく社内で人材育成していこうということが通常で、長いいろいろなキャリアを持って管理会計担当者になっていく、そういう責任ある地位になっていく、そういうことが見られます。

その中ではどういうスキルが求められているのかということで、ここに出ている Simon ほかの1945年の文献はもう古典になるんですけれども、管理会計の中でも重要な文献の1つと位置づけられています。これはアメリカの研究で、当時の主要な米国企業の会計部門、管理会計部門——コントローラーとアメリカでは呼ばれますけれども、あるいはほかの部門の責任者の方とか、企業数でいくと7社、400名ぐらいの方にインタビューをして、その調査結果をまとめた非常に貴重な研究とされています。そこで管理会計担当者が身につけるべきスキルを4つ挙げているんですけれど

も、4つのうちの1つは通常管理職として求められる能力で、特に管理会計担当者だからという能力ではないので、ここではその1つを外しまして、3つのスキルをピックアップしています。

まず1番目は「幅広い会計知識を持っている」。会計データ・知識を身につけるだけではなくて、その会計データがどういうふうに使われているのかまで含めた会計知識を持っていること。2番目が「生産・販売・財務における主要な業務課題」。会計の知識というよりも、生産とか販売といった業務の理解をしっかりとっているかということ。3番目は、会計担当者として「全社的な視点から業務課題を見ていく能力」。この3つが必要ではないかと言われています。

管理会計担当者の役割とかスキルをめぐっては、この Simon の文献は古典なんですけれども、最近その役割が重要になってきているということで研究論文が増えている領域の1つでもあります。そこで今回は、自分の研究はまだ進んでいないので、これまでに出てきた研究をいろいろ検討させていただいて、これからの研究課題を見つけていきたい、そういった位置づけで研究させていただきました。

この3つのスキルについてそれぞれどういうことがいまままで分かっているか見ていきたいと思います。まずは「幅広い会計知識」ということですが、これについてはジョブローテーションをしていくことが重要ではないかと言われています。

会計部門の中でのジョブローテーションは、たとえば日本の大手電機メーカーなどを見ると、当初は工場の経理部門に配属されて、そこで原価計算とかをやりつつ、少しずつ仕事に慣れていく。何年かするとその工場が属している事業部の会計部門に移って、製造だけではなくて、販売業務だとか資金運用など、もう少し幅広い業務をやっていく。事業部を幾つか回っていきながら幅広い知識を身につけ、ときには本社の経理部に異動してさらに違う視点から見ていくというような経験を積んでいったり、こういうジョブローテーションが重視されていると言われてきました。

ジョブローテーションでOJTでスキルアップしていく一方で、Off-JTといいますか、研修を受けたり資格を取ったりとかいうこともあるんで

すけれども、そういう面は企業の中では基礎知識だとか補完的な知識の習得にとどまると見られていて、多くは業務の経験を通じて知識を身につけていくことが重視されているようです。

次に業務課題、生産や販売といった会計以外の業務の知識をどういふふうに身につけていくかということですが、まず1つは、業務の理解をしていくにはどうしても、生産部長さん、営業部長さんたちとインタラクティブして、いろいろかかわっていかねばいけなくいわれています。

会計担当者がどういふふうにそういうことにかかわっていくかということ、1つきっかけになるのは新しい会計システムや情報システムが導入されるときです。たとえば事業予測のシステムだとか業績測定システムが導入されると、事業の実態について詳しく理解しなければいけなくなったり、データがいろいろ必要になりますので、データキーパー的な役割を会計担当者が担うことになり、それで業務マネージャーとのインタラクティブが生まれると言われていたりします。

さらには会計担当者を本社に配属するだけではなくて、工場だとか営業所だとかに分散的に配置させることで、より業務部長さんの近くで仕事させる。あるいは、単に関係を持つとか協力することだけではなくて、そもそも会計担当を生産部門に異動させてしまったり、逆に生産部門でやってきた人が経理部長さんになったり、営業出身の人が経理部長さんになったりという、部門をまたがった異動をさせることも効果的だといわれています。実際、1954年の調査では、会計部門を経験した生産部長さんだったり営業部長さんたちは会計データを非常によく利用するようになっていわれています。

こういうことを可能にするには、経理部門、会計部門に異動してくることが生産部門の方か営業部門の方に魅力的でないと、来ても、「何年間だけ辛抱すればいいや」というかたちになって意味がなくなってしまいます。そうならないようにするためには、もちろん給料が安くならないようにすることもありますが、業務部門と管理会計担当者はしっかり協力関係を持つておくことだとか、会計部門に来たときには責任ある経験の蓄積ができるようにするとか、会計部門を経験し

た後、昇進の機会がしっかり確保されているとか、こういうことが重要になるとされています。

最後の3番目は全社的な視点を持って業務課題を見ていけるかというスキルですけれども、会計部門というと、確実性が求められるとか手堅い仕事をしていくために、保守的な傾向になりやすいといわれています。そうだとすると、イノベーション志向の企業とか変化の激しい競争をしている営業部門や生産部門の人たちからすると、「どうも会計部門の人は自分たちの文化とは相容れない」と見られてしまう。そうではなくて、会計部門の人たちの意識も変えていって、そういう理念や企業文化に適合するような管理会計担当者になっていく必要があるということです。

こういうふうにしていくためには、いろいろ研修をやったりとかいうこともあるんですけども、そもそも採用方針にも「ダイナミックな精神を受け入れられる人」とかを含めていくという実務も報告されています。ただ、あまり本社への忠誠を強めるようなプレッシャーを与えると報告のエラーが増えるという研究もありますので、このあたりも課題になるのかなということです。

雑駁な報告ですけれども、まとめますと、1、2、3の3つのスキルをどういふふうに身につけていくのか、幾つかの研究からいろいろなことが分かってきている。その中で見えてくる研究課題としては、報告の中でも取り上げた本社と生産部門や販売部門とで対立的な視点が生まれてしまうことが懸念されていますので、そういったときに管理会計担当者の人たちが情報の流れをどういふふうにコントロールしていくのか、そのへんが今後の研究課題として見えてきているのかなということです。

以上で私からの報告は終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

挽 藤野先生、ありがとうございました。

それでは最後に今福先生のご報告になります。

負債をめぐる会計問題の諸相 ―負債をめぐるプライベートとパブリックセクターの会計問題への接近―

今 福 愛 志

1. 発表の課題

今回の報告課題は2つです。

- (1) 負債という「日常的な」言葉が、どのようにして会計問題化したのか、その契機を明らかにして、負債をめぐる領域が意外と確定的でなく、流動的であること―ひとつの仮説―をしめして、負債の会計問題の諸相への見方を提示することです。
- (2) 公的年金給付などの社会給付といわれるものが、政府と国民との間の社会保障制度というよりも、政府に代表される国家が国民に対する「負債」としてとらえる、近年の国際公会計基準の論理を検討します。

その趣旨は、この問題が議論を呼んでいる背景には、政府の活動が国民に対する義務という意味で、その大半が非交換取引とされていたのに対して、政府と国民とのあいだの関係を権利義務関係にもとづく交換取引とみる見方への転換が―転換したかどうかの事実の認識は別として―認められます。その意義を明らかにすることです。

その概念の広い狭いは別として、負債という問題は会計では当然のごとく処理されているわけですが、日常用語としての負債が専門用語としての負債に、どのような契機で、どのような論理で展開するのかということ明らかにしようというのが第1の問題です。2つ目は具体的に、市民とか国民に対するさまざまな負債、公的年金を含めた社会給付と言われるもののさまざまな給付義務、それが公会計上の負債に、どのような論理で、どのような契機で展開するのかということに関して国際公会計基準をもとに展開させたいと思います。

結論を言いますと、プライベートセクターを対象とする国際会計基準(IFRS)の論理と負債にかかわる概念がパブリックセクターを対象とする国際公会計基準にかなりの程度、導入されて論理が概念上は共通性をもってパブリックもプライベートも会計上の負債概念が展開している―これは周

知のことではありますが、このことを両者の取れんということではなく、それを決める論理について検討したいと思います。

それはどういうことなのか、これは今回のプロジェクトではあつかってはおりませんが、たとえばパブリックセクターの活動とプライベートセクターとの境界が少しく変容してきているところにあります。先ほど石川さんが発表された点を私なりに別の言い方をすると、総務省の基準が地方自治体の会計のあり方を統制するというか、標準化するということか、それをどのようにとらえるかという問題です。イギリスの公会計論者から言わせれば、それは国と地方自治体におけるネオリベリズム(新自由主義)の浸透だというとらえ方もあるわけですが、そこまでは今回扱いませんが、底流にはそうした考え方があります。

2. 借り、借金、債務、負債と義務をめぐる概念の関係についての仮説の提示

最近、負債という言葉をもとにした、会計学以外の専門書といえる本が幾つも出ています。ここでは論じませんが経済学における国家財政との関係で、あるいは現代金融論との関わり合いで負債を論じたものもあります。(たとえば、エレン・H・ブラウン著(早川健治訳)『負債の網』那須里山舎、2019年。)

ここではやや一般的な哲学書や人類学系にかかわる3つを簡単ではありますが、レビューします。なぜなら、先ほど言いましたとおり、日常的な用語で「負債」というものがどう扱われ、それが会計学領域にどのように展開するのか、という契機に注目するからです。

- ・ Graeber, David, *Debt: The First 5000 years*, Melville House Publishing, 2011. (酒井隆史監訳『負債論：貨幣と暴力の5000年』以文社、2016年)。
- ・ Sarthou-Lajus, Nathalie, *Eloge De La Dette*. Presses Universitaires de France, 2012. (高野優監訳『借りの哲学』岩波書店、2014年)。
- ・ Atwood, Margaret, *Debt and the Shadow Side of Wealth*, House of Anansi, Press Inc., 2008. (佐藤アヤ子訳『負債と報い 豊かさの影』岩波書店、2012年)。

上記の3冊はいずれも負債という言葉を使用し

ていますが、debt です。フランス語のこれも英語でいう debt を使っています。タイトルにもありますとおり「借り」という言葉を使ったり、「借金」といったりしています。原書をレビューしたわけではないですが、会計学でいう負債、liability という言葉はおそらく使われていない。debt という言葉をもって「負債」という概念でとらまえている。これは面白いと思います。

Graeber という世界的に優れた人類学者の著書な本『負債論』の中で、負債 (debt) と義務についてこう言っています。

「「負債」という言葉は、もともと宗教や道徳の「義務」を表わす言葉であった。だがその言葉が「実際にお金や物を他人から借りて、返さなければならぬ義務を負っている」という特定の状況で使われるうちに「負債」という意味になったというのである。すなわち、「負債」という言葉は「義務」という言葉の派生的な意味が独立してできた言葉なのだ。」(訳書 96 頁)

つまり、人と人との共同体における人と人との互酬関係とか贈与という、市場取引とは異なる根底には「借り」という概念がある。Graeber も、「借りなんて、物を受け取って義務を感じて返礼をするなんて、そんなのは共同体ではあり得ないことだ。ひとがくれるんだから、いったんもらったら、またもらう」ということすらあり、そこでは「借り」という概念はないと、この本の中で述べています。共同体における人と人との権利・義務ではなく、贈与とかそういうものに基づいているものを表す言葉として「負債」という言葉が展開する、と言っています。

一方、上述した本の残りの二作は、市場経済における debt と「本来の」といいますか、「借り」(debt) というものの質の違いを論じています。つまり、共同体における借りという概念あるいは返礼という概念が市場経済の浸透とともに、貸し・借りというものを明確に、「返さなければいけない」という考えかたが支配的になってきます。そうした市場経済への貸し借りという debt の概念が受け入れられる時に、重要な道具として複式簿記というものがそれを支えて、そしてそれが市場経済の中にひたひたと浸透していく。Crabbar はここまでは述べていますが、私はこれを借りて、「義務」という言葉、「負債」という会計上の用語に展

開していく点の検討が本日の第 1 の課題です。

ここで私はひとつの仮説を示してみたい。詳細は別として、ここでの主題である負債 (liability) – この定義は後述します)、と上述した「借り」または「借金」(debt)、そして義務 (obligation) の関係についての仮説です。第 1 の仮説は、借り、借金、そして負債という概念を決める上位概念は obligation、義務 – 時に債務と訳されることもあります – にある。ですから、obligation という概念が定まり、そして debt、貸し借り、借金という概念、あるいは場合によると法的債務とかたちで受けとめられます。この時には、Crabbar も上述したお二人の著者も、obligation と debt の関係のあいだにある「すき間」さほどなかったものとみていたのではないかと、思っています。つまり、debt は義務だ。

もちろん狭い「すき間」はあったはずですが、debt から道徳的な義務あるいは宗教的な義務は除かれたりして、「すき間」はあったはずですが、話を一挙に展開させますが、義務 ≡ debt から、進んで会計の問題、市場経済の問題になると、obligation (義務) と debt の間に liability という、借りでもない、借金でもない、法的債務でもない、それを超える問題が出てきたと私は考えます。これが第 2 の仮説です。

先ほどの挽さんの引当金の問題は debt ではない。もちろん、それも詰めれば法的な debt になるわけですが、そこへ行くまでをフォーカスすると、上位概念は obligation で、debt より広い概念が liability で、そしてそれに包摂されるのが debt だと識別されるわけです。そうなると、会計上は debt というのはさほど意味はない。いうまでもなく、日常的には debt は法的な債務であるから返済しなければならないし、返済できなければ破産となるほど、厳然たるものであるのは当然ですが。

第 3 の仮説はつぎの点です。obligation 義務が上位概念として、それから導かれた負債が借金 debt を包摂する。次なる概念として会計上、位置づけられることはすでに述べました。今度は、obligation 義務と liability 負債との「すき間」に、もうひとつ別の義務といいますが、負債といいますが、新たな概念が生まれてきているように思います。

liability そのものでもないけれども、obligation

として認知しなければならないような、新たな概念が現代の obligation 義務の会計問題であると思います。

義務と負債との「すき間」に生まれた新たな概念は、いまいくつも生じているように思います。その一つは、義務そのものではないが推定的債務 (constructive obligation) – 推定的「義務」と訳してもよいですが、債務という言葉が使われています – といわれる義務概念で、新たに主体が負うべき義務であり、負債 liability であるとされています。この概念は、従来の義務そして負債 liability という概念では、企業が負うべき退職給付債務を義務、そして負債の中に含まれないものをバランスシートに負債として debt と同様に表示 – オンバランス – する。なぜなら、法的債務ではないが、従業員がその給付を当然のものとして期待し、その期待に応えないとしたら、企業 – 従業員関係が崩れさるほどの関係であるとみなされれば、そこには推定的債務があるとされる。(推定的債務に関する詳細はつぎを参照。拙稿「受給権保護と年金会計」安藤英義他編著『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』中央経済社、2011年)。

最近では収益認識の会計基準で重要な概念は履行義務 (performance obligation) です。日本語訳も「履行債務」でなく「履行義務」と訳されています。つまり、義務 obligation に包摂される概念として「履行義務」を位置づけ、それは負債概念も収益概念も律する重要な概念として「履行義務」を位置づけています。

また、収益の認識に関連して「契約負債」という新たな概念がうまれました。それを定義すれば、契約上、すべての義務をまだ履行してはいないので、法的な債務は発生していないが – それゆえ、debt ではない –、残された義務を履行すれば法的な債務となるような、debt になる前の「拘束力のある法律外の義務」をさしています。

このように考えますと、obligation 義務の概念は、企業とステークホルダーのあいだの中で境界がさだめられますが、絶えずこの境界は変化し決定され、義務を決める円 – サークル – は小さくなるというより大きく描かれると言ってよいと思います。

本研究メンバーのひとりである古庄さんが報告された、統合報告にかかわる問題は、一方では当

事者たる企業の obligation が拡大する現実とそれを debt はもちろん、負債 liability にもふくまれない、先ほどのべた「すき間」にある問題を会計数値ではなく、ナラティブという言語表現をもって行う新たな報告様式 – これを統合報告という – の問題である、とってよいかと思います。今日の論題にてらせば、義務の拡大にともなう負債 liability とのあいだの「すき間」を表現する報告問題と言いましたら、簡単すぎる捉えかたになるでしょうか。

これに関連する問題として包括利益の会計問題があります。ところが、義務という概念を上位概念として、それに包摂して導かれた負債という liability を考えると、義務を果たすためのものというのは会計的に言えば費用の増加になるわけですが、包括利益はそのようには見ていません。負債の増分 – 資産の増分もふくまれますが、ここでは負債のみ考慮しています – は費用ではなく、その他の包括利益 (OCI) として純利益にふくまらず包括利益の減少とされます。こうなれば、この問題は開示のあり方にも影響をあたえるでしょうし、いわゆる統合報告の問題にもつらなります。この問題は、上記で示した仮説という文脈のなかで論ずることは妥当かどうかという批判があるとは思いますが、仮説に関連づけて考えることも不可能ではないでしょう。

3. パブリックセクターの負債をめぐる会計問題の諸相

次からは2番目の公会計の問題です。冒頭掲げたように、公会計の負債概念というのは、プライベートセクター、公会計の負債をめぐる展開と概念上も枠組みもかなり似た形で出てきていると私は思います。それを単に2つのセクターの「収れん」とみるのではなく、その意味をさぐることが大切である、とすでに述べました。それには、一見収れんとみえる背後に、それをめぐる諸相がどのように存在しているかが、問題を解くひとつのカギになるようです。

それを考えるための諸相のひとつは、旧来パブリックセクターのかなりのものは非交換取引であるから負債に認識されないという考えかたでは、捉えきれない取引があることです。ところで、国際公会計基準の交換取引と非交換取引の定義はつ

ぎのとおりです。(詳細は、報告書の第7章を参照。)

・非交換取引：あるエンティティが他のエンティティから価値物を受領するが、それにほぼ見合う価値物を直接に提供しない取引、反対に別のエンティティに価値物を提供するが、それにほぼ見合う価値物を直接に受領しない取引。

・交換取引：あるエンティティが他のエンティティから資産またはサービスを受領するか、負債が消滅するかした場合の見返りに、それと等価のものを(現金、財、サービスまたは資産の利用とかたちで)直接に提供するような取引。

ところが、いままで非交換的取引であると識別され、負債とか収益とか費用というものとして認識することができなかった領域に対して、実はそれはプライベートセクターにある交換取引と同質のものではないか、という考え方が国際公会計基準委員会が出てきている、と私は見えています。こうなると、旧来パブリックセクターにおいて基本的に異質のものとして排除されてきた会計概念、すなわち負債、資本に代わるもの—先ほどの古庄さんの債権者持分と株主持分という言い方をすれば、プライベート・パブリック・セクターにおいても、債権者持分と、株主ではないけれどもそれに代わり得るものは出てくる可能性は大いにあると思います。

公会計においても、負債 liability を考える場合、先ほど提示しました仮説と同様に、obligation が上位概念です。これは国際公会計基準における負債のつぎの定義をみれば、明らかです。(もっとも、この定義はプライベートセクターの IFRS においてもほぼ同様ですが。)

「負債 当該エンティティによる過去の事象から生ずる資源の流失をともなう現在の義務 (present obligation) :

・過去の事象を充足するためには、現在の事象が過去の取引またはその他の事象から生じ、かつ当該エンティティから資源の流失を要する。

・拘束力のある義務とは、法的義務と拘束力のある法律外の義務からなる。いずれも交換取引と非交換取引からなり、負債が発生するためには外部の当事者がなければならない。」

先ほど、プライベートセクターの負債のところ、推定的債務が義務 obligation と負債 liability のすき間を埋める概念として登場したことについて、言及しました。パブリックセクターの国際公会計基準では、それに代えて「拘束力のある法律外の義務 (non-legally binding obligation)」という、やや回りくどい表現で、同じような問題を表現しています。それによれば、つぎのとおりです。(詳細は、報告書の第6章と第7章を参照。)

「拘束力のある法律外の義務 (Non-legally binding obligations) の属性

・当該エンティティが、他の当事者に対してこれまでの確立した実務方法、公にされた政策、または十分に明確で現に受け入れられているステートメントにより、当該の責任を受け入れていることをすでに明らかにしていること、

・上記のことで、当該エンティティは他の当事者側に対して当該責任をはたすことを合理的に期待させていること、当該エンティティは、当該責任から生ずる義務をはたす以外は現実的な術がないこと、パブリックセクター・エンティティが、将来に発生する特定の状況下において他の当事者に対して資源を移転する義務には、つぎのものがふくまれる。たとえば、潜在的な最後の貸し手として、そして広範囲にわたる社会給付を提供するプログラムを維持するものとして。」

これによれば、当該 entity が他の当事者に対してこれまでの確立した実務方法、公にされた施策または十分に明確で現に受け入れられているステートメントに当該の責任を持っていることをすでに明らかにしていること、2番目は、当該当事者側に対して当該責任を果たすこと。

これはスライドの中で示した白い部分の枠の推定的義務 (constructive obligation) と同じ概念になるでしょう。

先ほどプライベート、パブリックセクターの会計基準について、いずれも重要な概念はほぼ同じであると申しました。すでに述べました「履行義

務」も2つのセクターで使われています。パブリックセクターの基準では、負債概念を非交換取引でなく交換取引だと識別する場合に適用する場合に、当該取引が財・サービスの移転によって終わっており、そこに履行義務がパブリックセクターに残っていないければ、非交換取引とされ、残っている場合には交換取引としての属性がなお認められるかどうか、検討されるわけです。

企業会計の場合には、財・サービスの売買に関して当該契約に明記されている通りの履行義務を他の当事者に対してすべて履行していれば、収益が認識されます。履行義務が未履行ならば、収益の実現とはみなされません。それと同じような問題がパブリックセクターにも考えられます。

次はやや細部にわたりますが、パブリックセクターの場合、非交換取引には以下のものがあります。負債として認識されるかどうかを検討する時、たとえば、公的年金や雇用給付などからなる社会給付を負債の会計問題として接近する方法、あるいは問題の考えかたが重要となります。その時、国際公会計基準は当該社会給付が現物で支給されるのは対象外で、現金給付だけを対象としています。その前提には、給付をうける国民(市民)が受給権にみあう、何らかの事前拠出がなければならぬという考えかたがあります。それにより、国民全体に等しく給付される義務は、会計問題の対象外としていられると考えられます。もちろん、こうした前提にたった国際公会計基準の設定の仕方に対する是非、すなわち、国民一般が税以外には拠出しないが給付をうける権利と義務がーたとえば、生活保護がー国際公会計基準の対象外にしてよいかどうかは、なお議論すべき問題であることは間違いのないでしょう。いいかえれば、なにをパブリックセクターの負債の会計問題の対象とするかどうかの問題です。

閑話休題。次の問題は、社会給付にかかる義務と負債の会計問題にみちびく際の論理についてです。いいかえれば、国と国民とのあいだの社会給付をめぐる義務と権利をどのような論理で考えた時、負債の会計問題の対象となるかです。これには3つのアプローチが提示されています。

- ・義務発生事象アプローチ
- ・社会契約アプローチ
- ・保険アプローチ

この詳細は、報告書の拙稿にゆずりますが、プライベートセクターである保険会社と契約者との保険にてらして考えれば、拠出累計額が契約にのっとって運用され、年金給付されるような制度である場合には、当然のこととして公的年金もまた負債の会計問題になることは間違いありません。しかし、そうした公的年金制度は一般にはありません。

他方、社会契約アプローチによれば、「政府による社会給付を提供する義務と個人または家計が給付を受けるために税金等を支払う継続的な義務とはコミットメントであって、事実上相殺されるものである」とみて、負債の会計問題の対象外とされます。

残る義務発生事象アプローチが、国際公会計基準が採用するものです。それによれば、「当該エンティティが他者に対してある義務を認めた兆候」を義務発生とみて、負債の認識時点とします。このアプローチの基礎には、すでに述べた「推定的債務」と同じ表現を使っていますが、結局、給付に対する法的債務(debt)ではなく、それよりも一期前の時点、「次年度の給付請求権の承認をうける資格要件の充足」が認められた時点を負債の認識時点としています。これでは、わが国の支払期限基準よりも若干、負債の範囲を拡大したにすぎません。しかし、すでに述べたように、ここに至る論理には注目する必要があります。

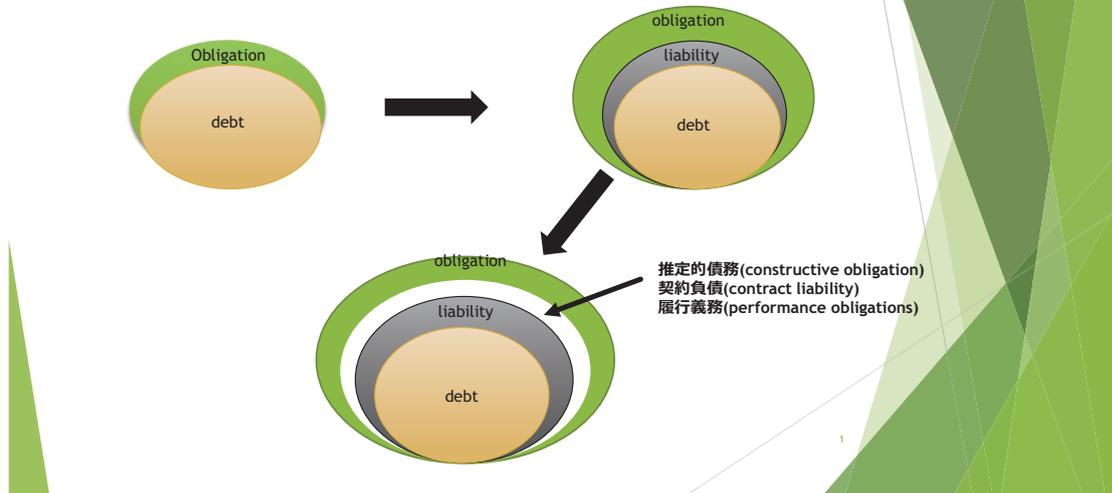
また、上記で述べたとおり、パブリックセクターの負債の会計問題についても、依然として義務 obligation, 借金 debt, 負債 liability, そして義務と負債の「すき間」に認められる、あらたな義務概念のあいだの関係が、負債をめぐる会計と開示の会計問題を解くカギになっていることはいまでもありません。それが、また統合報告様式に類似した開示のあり方に影響をあたえている点も同様です。

4. 終わりに

以上、とりとめのないお話をいたしました。本日の結論はつぎのようになります。

- ・負債の諸相をめぐる会計問題化への接近法は、3つの概念ー上位概念である義務(obligation)、法的債務(debt)、負債(liability)ーの関係の変化についてのとらえ方にある。

debt-obligation-liability概念の関係



- ・企業ないし国の義務の拡大とともに、義務と法的債務との密接な関係から離れて、負債のとらえ方があらためて問題となり、負債の概念のなかに「推定的債務」「履行義務」「契約債務」などの独自の意味が付け加えられる。
- ・それは同時に、負債と利益の関係の変化をもたらし、負債の増分のなかには純利益のマイナスとはみなされず、「包括利益」という新たな概念のなかに包摂され、それが開示の在り方の再編成をもたらす、ひとつの契機－統合報告の問題－となる。
- ・上述した企業会計をめぐる負債の諸相は、公会計（国際公会計基準）においても、政府と国民とのあいだの社会給付－とりわけ公的年金給付と雇用給付－をめぐる問題においても、同様の様相を呈している。
- ・そこでは、社会給付をめぐる国と国民との取引を非交換取引でなく、交換取引とみた時、両者の関係を権利義務の関係－国の給付義務

と国民の受給権の関係－として捉えるアプローチが問題となっている。

いろいろ不明確な点をお話しして恐縮ですが、以上です。ありがとうございました。

（質疑応答約7分 省略）

挽 今福先生、どうもありがとうございました。それでは第305回公開研究会はこれにて終了したいと思います。

2年間の研究プロジェクトに携わられた先生方、どうもありがとうございました。

きょうご出席された先生方、どうもありがとうございました。この場をかりてお礼申し上げます。

それではこれにて失礼させていただきます。ありがとうございました。（以上）